

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（案）新旧対照条文

○ 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（課税物件）</p> <p>第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関稅定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定により、不当廉売関税を課する。</p> <p>一 法の別表第二八二〇・一〇号に掲げる二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の發給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。第三条第一項において「電解二酸化マンガン」という。）</p> <p>二 スペイン、中華人民共和国又は南アフリカ共和国</p> <p>三 平成二十年九月一日から平成三十一年三月四日までの期間</p>	<p>（課税物件）</p> <p>第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関稅定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定により、不当廉売関税を課する。</p> <p>一 法の別表第二八二〇・一〇号に掲げる二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の發給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。第三条第一項において「電解二酸化マンガン」という。）</p> <p>二 オーストラリア、スペイン、中華人民共和国又は南アフリカ共和国</p> <p>三 平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日までの期間</p> <p>2 前項第一号に掲げる貨物であつて、同項第二号に掲げる国を原産地とするものうち、平成二十年六月十四日から同年八月三十一日までの期間内に輸入されるもの（以下「暫定不当廉売関税賦課貨物」という。）には、法第八条第二項第一号の規定により、不当廉売関税を課する。</p>

2| この政令における原産地については、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条の二第四項に定めるところによる。

（税率）

第二条 特定貨物に課する不当廉売関税の税率は、スペインを原産地とするものにあつては十四・〇パーセント、中華人民共和国を原産地とするものにあつては四十六・五パーセント（貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO., LTD.）により生産されたもの（次条第二項において「特定電解二酸化マンガン」という。）にあつては、三十四・三パーセント）、南アフリカ共和国を原産地とするものにあつては十四・五パーセントとする。

（関税法の適用）

第四条 特定貨物に課する不当廉売関税及び法の別表の税率（条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあつては当該特別の規定による税率、関税暫定措置法（昭和三十一年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあつては同号の税率とする。）による関税については、それぞれ別個の関税として関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用する。

（還付の計算期間等）

3| この政令における原産地については、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条の二第四項に定めるところによる。

（税率）

第二条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税の税率は、オーストラリアを原産地とするものにあつては二十九・三パーセント、スペインを原産地とするものにあつては十四・〇パーセント、中華人民共和国を原産地とするものにあつては四十六・五パーセント（貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO., LTD.）により生産されたもの（次条第二項において「特定電解二酸化マンガン」という。）にあつては、三十四・三パーセント）、南アフリカ共和国を原産地とするものにあつては十四・五パーセントとする。

（関税法の適用）

第四条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税及び法の別表の税率（条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあつては当該特別の規定による税率、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあつては同号の税率とする。）による関税については、それぞれ別個の関税として関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用する。

（還付の計算期間等）

第五条 特定貨物に係る第一条の規定により課される不当廉売関税の法第八条第三十二項の規定による還付の請求は、毎年九月一日から翌年八月三十一日までの期間（以下この条において「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならない。

第五条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る第一条の規定により課される不当廉売関税の法第八条第三十二項の規定による還付の請求は、毎年九月一日から翌年八月三十一日までの期間（以下この条において「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならない。